（供給条件の説明等）

第四十五条の十五　法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。ただし、第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯については、登録特定送配電事業者が契約媒介業者等の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合は、この限りでない。

一～十六　［略］

十七　当該小売供給の相手方が当該小売供給に関する契約の変更、解除又は解約の申出を行おうとする場合における当該登録特定送配電事業者（当該契約媒介業者等が当該小売供給に関する契約の締結の媒介等を行う場合にあっては、当該契約媒介業者等を含む。）の連絡先及びこれらの方法

十八　当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更、解除又は解約に期間の制限がある場合にあっては、その内容

十九　当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更、解除又は解約に伴う違約金その他の当該小売供給の相手方の負担となるものがある場合にあっては、その内容

二十　前二号に掲げるもののほか、当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給に関する契約の変更、解除又は解約に係る条件等がある場合にあっては、その内容

二十一　当該登録特定送配電事業者又は登録特定送配電事業者が行う小売供給に関する契約の締結の取次ぎを業として行う者（以下この条及び次条において「取次業者」という。）からの申出による当該小売供給契約の変更、解除又は解約に関する事項

二十二～二十四　［略］

2　［略］

3　登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給に関する契約を更新しようとする場合における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項第十五号に掲げる事項について行えば足りるものとする。ただし、同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

4～13　［略］

（供給条件の説明等）

第四十五条の十五　法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。ただし、第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯については、登録特定送配電事業者が契約媒介業者等の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合は、この限りでない。

一～十六　［略］

十七　当該小売供給の相手方が当該小売供給に関する契約の変更又は解除の申出を行おうとする場合における当該登録特定送配電事業者（当該契約媒介業者等が当該小売供給に関する契約の締結の媒介等を行う場合にあっては、当該契約媒介業者等を含む。）の連絡先及びこれらの方法

十八　当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更又は解除に期間の制限がある場合にあっては、その内容

十九　当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給契約の変更又は解除に伴う違約金その他の当該小売供給の相手方の負担となるものがある場合にあっては、その内容

二十　前二号に掲げるもののほか、当該小売供給の相手方からの申出による当該小売供給に関する契約の変更又は解除に係る条件等がある場合にあっては、その内容

二十一　当該登録特定送配電事業者からの申出による当該小売供給契約の変更又は解除に関する事項

二十二～二十四　［略］

2　［略］

3　登録特定送配電事業者又は登録特定送配電事業者が行う小売供給に関する契約の締結の取次ぎを業として行う者（以下この条及び次条において「取次業者」という。）が既に締結されている小売供給に関する契約を更新しようとする場合における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項第十五号に掲げる事項について行えば足りるものとする。ただし、同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

4～13　［略］

備考　表中の［　］は注記である。